

事 務 連 絡

平成23年3月10日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 臓器移植対策ご担当者さま

『臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について』及び『移植希望者（レシピエント）選択基準通知の一部訂正について』について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御指導・御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましては、平成23年2月18日付の厚生労働省健康局長名の通知及び事務連絡にて送付をさせていただいたところですが、その中で「別添」文書が添付されておりました。大変申し訳ありませんでした。

今回、別添を追加で送付させていただきますので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室

TEL 03-3595-2256（直通）

FAX 03-3593-6223

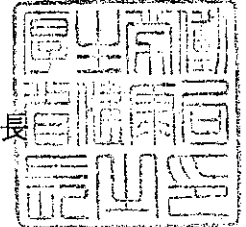


健発 0218 第 3 号

平成 23 年 2 月 18 日

社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長



臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準の
一部改正について

臓器提供者（ドナー）の適応の判断及び臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添 1（各臓器の臓器提供者（ドナー）適応基準）のうち、〈肝臓〉臓器提供者（ドナー）適応基準に係る部分を別紙 1 の新旧対照表のとおり、また、基準通知の別添 2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準に係る部分を別紙 2 の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、平成 23 年 3 月 15 日から施行することとしましたので、遵守されますようお願いいたします。あわせて、貴法人に登録されている臓器移植施設への周知につきましてよろしくお願い申し上げます。

参考として、本改正を反映した〈肝臓〉臓器提供者（ドナー）適応基準、肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準を添付します。



事 務 連 絡

平成23年2月18日

社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長

移植希望者（レシピエント）選択基準関連通知の一部訂正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日付け健医発第1371号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

先般、「移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について」（平成22年10月15日健発1015第4号）により、基準通知の一部改正を行ったところですが、当該通知の参考2のうち、心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準に係る改正部分に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正しました。

参考として、本訂正を反映した心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準を添付しますので、貴法人に登録されている臓器移植施設への周知につきましてよろしくお願い申し上げます。

記

誤	正
3. その他の（1） 「（男性）予測肺活量（L）＝ $2.108 - 0.1262 \times \text{年齢} + 0.00819 \times \text{年齢}^2 - 3.118 \times \text{身長（m）} + 2.553 \times \text{身長（m）}^2$ 」	3. その他の（1） 「（男性）予測肺活量（L）＝ $2.108 - 0.1262 \times \text{年齢} + 0.00819 \times \text{年齢}^2 - 3.118 \times \text{身長（m）} + 2.553 \times \text{身長（m）}^2$ 」